

沖縄総合事務局発注業務における指名停止措置について

記者発表資料

沖縄総合事務局は、全琉警備保障株式会社に対し、別紙のとおり指名停止を行ったので、お知らせします。

平成27年5月28日
沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

[問い合わせ先]

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 前城 (直通: 866-0046)

沖縄総合事務局発注業務における指名停止措置について
指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者及び住所

指名停止業者名	住 所
全琉警備保障株式会社	沖縄県宜野湾市伊佐 3 - 2 9 - 2 7

2. 指名停止措置期間

平成 27 年 5 月 2 8 日 ~ 平成 27 年 8 月 2 7 日 (3 ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

平成 27 年 2 月 1 8 日 (水) に開札した当局総務部発注の「平成 27 年度那覇第 2 地方合同庁舎 (1 ・ 2 号館) 警備業務」について、全琉警備保障株式会社が落札者と決定されたが、仕様書上認められない理由により予定していた職員を配置できなくなったことから、3 月 2 3 日 (月) 仕様書の条件を満たさず落札者として認められなかった。

5. 指名停止措置理由

全琉警備保障株式会社が、本件業務において落札者と決定されたにもかかわらず、仕様書の条件を満たさず落札者として認められなかったことは、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(以下「指名停止要領」という。) 別表第 2 第 15 号 (不正又は不誠実な行為) に該当するとして、同要領に基づき指名停止措置を講ずる。

[参考] 指名停止要領 別表第 2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

当該「措置要領」は、当局の発注する測量等の請負及び物品の購入等についても準用する。